

「いじめ」

しない！させない！ゆるさない！

—いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて—

児童生徒の皆さんへ

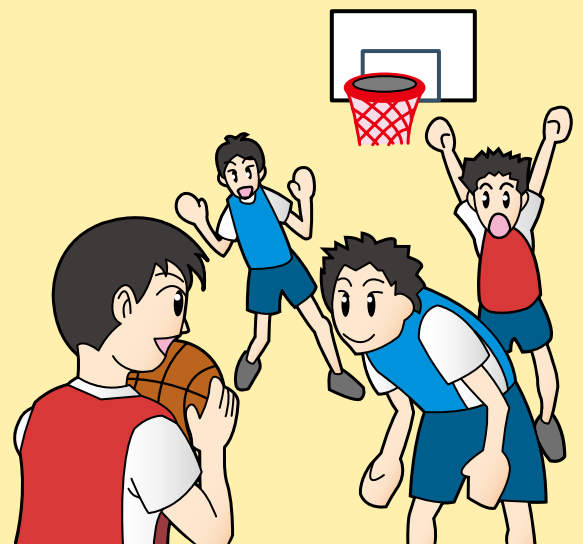
いじめは、人の心に^{ふか}深い傷をつけてしまいます。
場合によっては、人の命を^{うば}奪ってしまうこともあります。

どんな理由があっても、いじめは絶対に許されない、ひきょうで^は恥ずかしい行為です。

また、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも同じように許されない行為です。

あなたやあなたの^{まわ}りにいじめがある場合、^{ゆう}勇気をもって周りの大人に伝えてください。このことは、皆さんの^{まわ}りからいじめをなくするための正しい行為なのです。

そして、みんなが^き気持ちよく^{がっこうせい}学校生活を送れるように、^{おも}思いやりの心を大切に、^{たす}助け合いながら毎日を楽しく^す過ごしましょう。



児童生徒、保護者、地域の皆さんへ

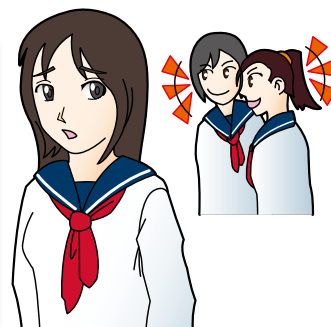
いじめにあたり、あなたの周りにいじめを見かけたりしたら、一人で悩まず相談してください。

いじめ相談電話24 (県教育庁義務教育課)	017-734-9188	24時間、土・日、祝日、年末年始も対応
生徒指導相談電話 (県教育庁義務教育課)	017-722-7434	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
あたたかテレホン (県教育庁義務教育課)	017-777-5222	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
一般教育相談 (県総合学校教育センター)	017-728-5575	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
ふれあいテレホン (県総合社会教育センター)	017-739-0101	10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
ヤングテレホン (県警察本部)	0120-58-7867	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)

保護者の皆さんへ

お子さんはだれかにいじめられていませんか？また、だれかをいじめてはいませんか？「うちの子に限って」は禁物です。だれでも「いじめられる側」、「いじめる側」になる可能性があるのです。子どもは弱いと思われたくない、仕返しやいじめがひどくなる等の理由から親につらい気持ちをなかなか言えないこともあります。

日ごろから、子どもの状態の変化を観察し、子どものサインに早めに気づくことが大切です。



「あれっ」「おやっ」と、気になることはありませんか？



子どもの様子が変わると気付いたら

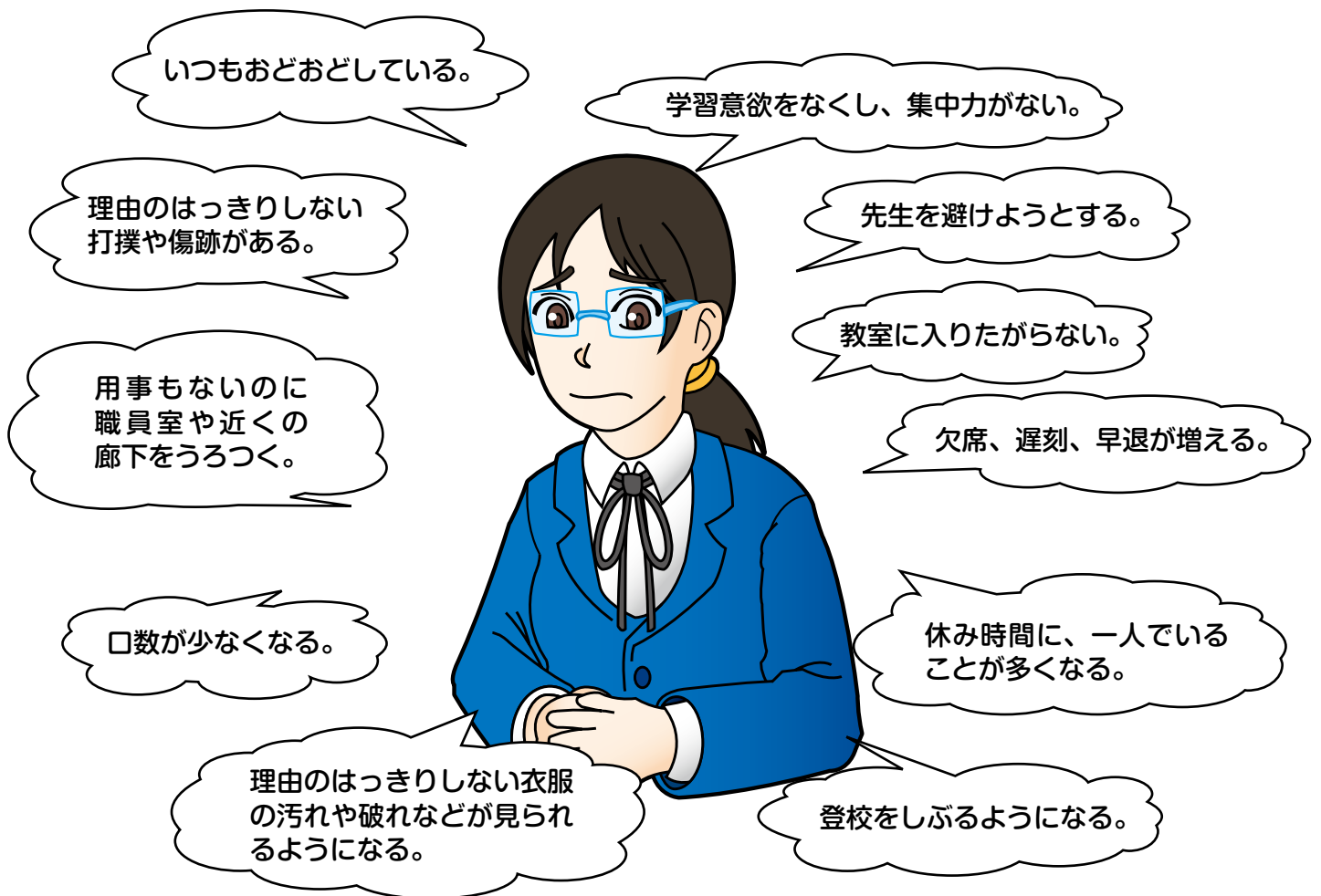
- 子どもの話を否定することなく、まずは、じっくり聴いてあげましょう。
- どんなことがあっても、絶対に守るという姿勢を、子どもに伝えましょう。
- 小さな変化でも学校や相談機関等に速やかに相談しましょう。

先生方へ

いじめは絶対に許されないという決意をもち、その思いを子どもたちに伝えるとともに、日常の観察や面談などを通して、児童生徒の悩みや不満等の実態把握に努めてください。

また、いじめの相談があった時は、教職員一丸となり、子どもたちや保護者の方々と一緒に考え、解決し、子どもたちにいじめの卑劣さや、解決方法を理解させてください。

こんなサインを見逃さず、早期対応を！



いじめを発見したら

- いじめられている子どもの話を十分に聴き、本人の意志を確認しながら、今後の対応を一緒に考えましょう。
- いじめている子どもには、毅然とした態度で、自分の行為が相手にどんな思いをさせているのか気付かせましょう。
- 保護者等との連携を図りながら、対応後の子どもたちの行動がどう変わったのか注意して見守りましょう。

ネットいじめについて

近年、“ネットいじめ”が子どもたちの間にみられています。子どもたちはマナーやルールを守って利用すること、また家庭や学校では、子どもたちが携帯電話やインターネットを介して行っていることに関心をもち、注意を向けることが大切です。

携帯電話やインターネットの掲示板を利用したいじめ



掲示板
プロフィールサイト
ブログ
学校裏サイト など

ひぼう
誹謗中傷・悪口・嫌がらせ

悪質な書き込み

多くの人の目に
さらされ、大きな
精神的苦痛・負担

悪質な書き込みは罪に問われることも！

名誉毀損罪、侮辱罪、脅迫罪、迷惑行為防止条例違反など

- 【実例】 1 男子高校生が、掲示板に同じクラスの女子生徒に関する卑わいな書き込みをしたり、中傷する言葉を書き込んで、逮捕された。（名誉毀損罪）
2 男子中学生が、同じ女子中学生の携帯電話に、「死ね」などの脅しや中傷するメールを送りつけた。（脅迫罪）
《匿名のメールや書き込みであっても、個人は特定されます》



ネットいじめが発覚したら…

児童生徒の皆さんは・・・

“反論等の書き込みをしないで！”
不用意な応答は、事態を悪化させます。
“一人で悩まないで！”
保護者や学校の先生に相談しましょう。



家庭では・・・

- 書き込み内容の確認や保存をして、学校や警察に相談しましょう。
- 早めの対応が被害の拡大を防ぎます。



学校では・・・

- 状況を把握する。
→記録・保存をする。
- 被害児童生徒・保護者の意向を踏まえ、警察等の関係機関に相談し、連携を図る。
→書き込みの削除依頼など事態の拡大を防ぐ手立てを講じる。



- ◆常に児童生徒の状態に留意する。
- ◆法的・技術的な知識が求められる場合は、専門家に相談する。

書き込みの削除依頼について

サイト・掲示板の管理者を確認する

☆削除用アドレスや入力フォームが掲載されている。

管理者に削除を依頼する

☆削除してほしい具体的な内容をメールで送る。

管理者が削除依頼に応じない場合

☆プロバイダに削除依頼することができる。

トラブルが発生した場合は、学校や警察に相談を！